

用語解説

用 語	初出P	解 説
都市公園	1	都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
特別緑地保全地区	1	都市緑地法のもと、都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。
生産緑地	3	市街化区域にある農地等のうち、都市計画で定められた保全すべき農地等のこと。
指標昆虫	8	環境省が自然環境保全基礎調査において、日本の重要な昆虫類として、生息状況を把握するために指定した昆虫のこと。
特定昆虫	8	都道府県別で選定された指標となる昆虫。
広域公園	15	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的する公園。1箇所当たり面積 50ha 以上が標準とされる。
住区基幹公園	15	徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園で、身近なものから街区公園、近隣公園、地区公園がある。
街区公園	15	最も身近な利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置される。
近隣公園	15	主として近隣(小学校区程度)に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置される。
地区公園	15	主として徒歩圏内(中学校区程度)に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置される。
都市基幹公園	15	1 つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園で、都市を計画単位としたもので、総合公園・運動公園がある。
歴史的風土保存区域	16	古都保存法のもと、歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が周辺の自然環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現・形成している区域について、その区域を都市計画により定め、建築物の新築や土地の造成などをする場合に県知事(指定都市では市長)への届け出を必要とするもの。
歴史的風土特別保存地区	16	歴史的風土保存区域のうち、特に歴史的に意義が高く、景観上も重要な地区について、その区域を都市計画により定め、建築物の新築、土地の造成などをする場合に府県知事(指定都市では市長)の許可を必要とするもの。
風致地区	16	都市計画法のもと、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について都市計画で定めるもの。
環境保全地区	16	自然環境保全法および奈良県自然環境保全条例のもと、自然環境を保全することが特に必要な地域等において、一定の行為を制限することにより、適正な保全を図ることとした区域。
条坊	22	平城京や平安京にみられる都市計画の区画制度で、東西を結ぶ横割りの道路を「条」、南北の縦割りを「坊」と呼ぶ。
条里	22	古代日本の律令体制下における土地区画制度で、方格の耕地区画の地割のこと。
大和青垣	25	大和平野を囲む山々や丘陵の緑の全てを指す。
春日山原始林	27	春日大社の山として神聖視され、樹木伐採が千年以上にわたり禁じられ維持されてきた原生林。

用 語	初出P	解 説
借景	29	山や樹木等の自然物を庭園等の風景の背景として取り込むことで、ひろがりのある一体的な景観を形成する手法。
歴史の道	36	1972 年に奈良市が定めたルートで、広大な平城京を巡ってのびる全長約 27km の散策路。
道の駅	39	地方自治体等が主体となって、一般道路沿いに、駐車場、トイレ、休憩場、地域の特性を生かした地域振興施設等を設けた地域・情報交流の拠点施設。
奈良ウォーキングマップ	42	「奈良市21健康づくり」の一環として、生活習慣病の予防を図るため、観光スポットを随所に掲載し奈良の魅力を感じながら健康づくりに活用できるウォーキングマップ
ビオトープ	43	「生き物の住む空間」という意味で、野生生物が共存している生態系、生息空間を指す。
緑化重点地区	44	緑の基本計画において、緑化の推進を重点的に図るべき区域を定め、集中的な緑化事業や公園整備等を推進する地区。
景観重要樹木	46	景観法に基づき、景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木。
建築物のセットバック	47	都市計画区域内で建物を建てる時に、建築物を道路等の境界線から一定の距離だけ後退させること。
地区計画	47	地区単位の視点で、きめ細かな地区の特性に応じたまちづくりを行う手法。建物の用途・高さ・壁面位置の制限など地区独自のルールを設定し、都市計画決定する。
緑地協定	47	良好な生活環境を維持するため、民間の土地所有者どうし、あるいは民間の事業者などと行政の間で締結する、緑地の保全や緑化に関する協定。
奈良市開発指導要綱	47	開発事業等に対する指導基準を定めることにより、開発者の理解と協力を求め、もって良好な住環境の維持、保全を図りつつ住みよいまちづくりに寄与することを目的としたもの。
アダプトプログラム推進事業	48	快適なまちづくりを進めたいと考える市民・事業者が、道路や公園などの公共空間の一定区画について養子縁組(adoption)を結んで「里親」となり、ボランティアで清掃や草刈りなどの美化活動を行うもの。
グリーンサポート制度	48	公園の美化、維持管理及び公園施設の点検などについて、自主的に取り組まれる地域の団体を支援し、市民との協働関係を築き、快適で安全な公園利用を推進する制度。
地域森林計画対象民有林	49	森林法のもと、森林整備の目標などに関する「地域森林計画」を定めることとされている民有林。開発時には一定面積の林地を残すなどの規制がある。
保安林	49	森林法のもと、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される林地。
景観農業振興地域整備計画	50	景観法のもと、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、農業上の利用や農業生産基盤の整備・開発、農用地等の保全、農業近代化のための施設整備等について定めた計画。

用 語	初出P	解 説
自然公園区域	50	自然公園法のもと、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養および教化に資する区域。
担い手バンクシステム	50	農業経営の規模拡大や農作業の受託を望んでいる農家と、農地の維持管理が困難な農家を登録し、互いをサポートするシステム。
集落営農組織	50	集落を単位として、生産行程の全部または一部について共同で取り組む組織。
農業集落排水事業	51	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水または雨水を処理する施設、汚泥、処理水または雨水の循環利用を目的とした施設等の整備または改築を行う事業。
浄化槽設置整備事業	51	生活排水による公共用水の水質汚濁防止およびし尿の適正な処理により、生活環境の保全対策として家庭用浄化槽の設置を推進する事業。
多自然型工法	51	生態系を保たなければならないという思想のもと、土や植物等の自然素材を活用した工法。
地産地消	52	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
グリーン・ツーリズム	52	緑豊かな農山村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
保存樹	52	都市の美観維持と環境保全のために保存を指定した樹木のこと、樹木保存法や条例等で位置づけられるものも多い。
市民緑地制度	55	都市緑地法に基づき、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地を公開することによって市民が利用できるようにする制度。
グリーントラスト制度	55	土地を募金で買い上げることや地主とその土地を保護する契約を結ぶなどして、自然を残していこうとする運動のこと。
保全配慮地区	57	緑の基本計画に定めるもので、今後、重点的に緑地の保全に配慮を加える必要性の高い地区について、緑地の保全方針や施策の内容を示した区域。
近郊緑地保全区域	58	大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定されるもの。指定された緑地の管理は都道府県が行う。
運動公園	58	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置。
総合公園	58	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置。
都市緑地	58	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置。
児童遊園	60	児童福祉法による児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又はゆたかな情操の生成に寄与するため奈良市児童遊園条例に基づき設置しているものや、公営住宅法により団地内の共同施設の広場として奈良市営住宅条例に基づき設置しているもの。
ちびっ子広場	60	奈良市の人口が急増していた 1970 年代に、遊び場に恵まれない児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や交通事故等による災害の防止を図るため設置されたもの。

用 語	初出P	解 説
緑地保全地域	61	都市緑地法のもと、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。
ランドマーク	61	その地域の象徴となる地形や植物、建造物等のこと。
延焼遮断帯	64	大地震時において市街地大火を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。
町家	65	歴史的まちなみなどに残る職住一体型の住居形式。
都市景観形成地区	65	ならまちの歴史的まちなみを活かし、奈良にふさわしい魅力のある景観をつくりだしていくために、地区内の建物などの位置・構造・外観の意匠などについて条例で「景観形成基準」を定めた地区。
景観木	66	景観的に目立つ高木や幹回りの大きな大木はもとより、歴史的に謂われのある古木や地元の人たちから親しまれている木なども含めたもの。
緑陰道路	69	地域の個性を活かし、自然のあるがままの状態で枝葉を広げた街路樹を有する道路。国土交通省が推進するプロジェクトの一つ。
照葉樹林	71	温帯に成立する常緑広葉樹林の一つの型を指す。構成樹種に葉の表面の照りが強い樹木が多いのでその名がある。
便益施設	72	駐車場、公衆トイレ等の利用者の便益に資する施設
アクションプラン	76	実現化方策を具体的な活動や事業レベルに落としこんだ行動計画のこと。行動のリストだけでなく、行動の主体や期限等も設定される。